

株式会社ストラテジックキャピタル 株主議決権行使基準

株式会社ストラテジックキャピタルは、投資一任契約に基づき議決権行使を一任されている株式又は無限責任組合委員を務める投資事業有限責任組合で保有する株式について、原則として次の基準に従い株主議決権を行使する。

なお、それぞれの議案の賛否の基準に該当するか否かにつき、必要に応じ投資先会社（以下「会社」という。）に質す等の情報収集を行うものとする。

I. 剰余金の処分

内部留保が株主価値の向上に寄与するとの十分な説明がなく、配当性向が低い場合は、原則として反対する。ただし、対案が無い場合は棄権する。

II. 取締役の選任

以下に掲げる場合を除き、原則として、会社提案の取締役候補に賛成する。

1. 下記のいずれかに該当する場合は、当該総会時において代表権を有する取締役の選任に反対する。

- ① 会社法（平成二十六年六月二十七日法律第九十号により改正施行されるものをいう。以下同じ。）第2条第15号の要件のいずれにも該当し、かつ、関連会社（会社と10%以上の支配又は被支配の関係にある会社を言う。）の役職員、会社の主要な取引先の役職員又は顧問契約相手であったことがない取締役（以下、「真正社外取締役」と言う。）が一人以下となる場合
- ② 会社法第2条第16号の要件のいずれにも該当し、かつ、関連会社の役職員、会社の主要な取引先の役職員又は顧問契約相手であったことがない監査役（以下、「真正社外監査役」と言う。）が一人以下となる場合
- ③ 親会社等の支配株主が存在し、支配株主出身の取締役の取締役総数に対する比率がその支配株主の持株比率を超える場合
- ④ 親会社等の支配株主が存在し、支配株主出身の監査役の監査役総数に対する比率がその支配株主の持株比率を超える場合
- ⑤ 支配株主ではない特定の企業グループ出身の取締役が取締役総数の1/3を超えている場合
- ⑥ 取締役候補の人数が多過ぎると当社が判断する場合
- ⑦ 次のいずれかに該当する場合
 - (ア) いわゆる政策保有株式を保有し、売却の方針を公表していない
 - (イ) いわゆる買収防衛策が存在し、撤廃の方針を公表していない
 - (ウ) 合理的な理由なく、中期的な経営計画を公表していない
 - (エ) 過去3期平均の自己資本利益率（ROE）が10%未満、または、ROEが低いことを認識してその向上を経営の目標として公表していない

- (o) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きを公表していない
 - (k) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きを公表していない
 - (キ) 投資家への情報開示、代表取締役又は社外取締役の株主との面談の実施その他の株主への対応等について、上場企業として適切な行動が採られていない場合
 - ⑧ 委員会設置会社にあつては、取締役の過半数が真正社外取締役でない場合
 - ⑨ 当社が株主として働きかけたにも拘わらず、合理的な理由なく、低い配当性向又は過大な現金類似資産の保有を継続している場合
2. 下記のいずれかに該当する場合は、当該取締役候補の選任に反対する。
- ① 過去又は現在において、不祥事、不法行為に関与していた場合
 - ② 継続して自己資本利益率が低い等、株主価値を大きく損なった期間に在任し、その改善への取り組みが認められない場合
 - ③ IR担当取締役であつて、投資家対応を誠実に行っていない場合
 - ④ その他株主価値を毀損するような行為が認められた場合
 - ⑤ 社外取締役であつて、前会計年度に開ける取締役会の出席率が75%未満の場合
 - ⑥ 社外取締役であつて、会社のコーポレートガバナンスの改善に向けた努力を怠っていると当社が判断する場合
 - ⑦ 社外取締役であつて、株主との面談に応じない場合
 - ⑧ 会社提案としては社外取締役であつても、真正社外取締役ではない場合
3. 下記のいずれかに該当する場合は、当該取締役候補の選任について棄権する。
- ① 新任の社外取締役候補であつて、株主の面談の要請に応じない場合

III. 監査役の選任

以下に掲げる場合を除き、原則として、会社提案の監査役候補に賛成する。

- ① 過去又は現在において、不祥事、不法行為に関与していた場合
- ② その他株主価値を毀損に責任が認められた場合
- ③ 社外監査役であつて、前会計年度に開ける取締役会又は監査役会のいずれかの出席率が75%未満の場合
- ④ 会社提案としては社外監査役であつても、真正社外監査役ではない場合

IV. 定款変更

1. 目的事項の変更

株主価値を毀損するおそれがない限り、原則として賛成する。

2. 授権株式数の増加

合理的な説明がない限り、原則として反対する。

3. 取締役、監査役若しくは会計監査人の責任減免、自社株取得又は剰余金配当の取締役会授権
原則として反対する。
4. 株主総会の定足数の緩和
原則として反対する。
5. 取締役会の定員の減少
原則として賛成する。
6. 取締役の期差任期制
原則として反対する。
7. その他
株主価値の向上に資するか否かを個別に判断する。

V. 役員報酬等に関する議案

1. 取締役報酬枠の増加
以下の場合を除き、原則として賛成する。
 - ① 業績連動など、増加の具体的理由が十分に説明されていない場合
 - ② 業績が悪化している場合
 - ③ 不祥事又は不法行為に関与した取締役が対象となる場合
2. 監査役報酬枠の増加
以下の場合を除き、原則として賛成する。
 - ① 不祥事又は不法行為に関与した監査役が対象となる場合
 - ② 絶対額が大きすぎる場合
3. 退職慰労金
以下の場合を除き、原則として賛成する。
 - ① 継続して自己資本利益率が低い等、株主価値を大きく損なった期間に在任した取締役が対象の場合
 - ② 不祥事又は不法行為に関与した取締役又は監査約が対象の場合
 - ③ 退職慰労金の具体的な金額が開示されない場合
4. ストックオプション等
以下の場合を除き、原則として賛成する。
 - ① 発行済のストックオプションの行使により発行される株式数が発行済株式の10%を超える希薄化をもたらす場合
 - ② 対象者に株主価値の向上に寄与することが期待できない社外の第三者が含まれる場合
 - ③ 報酬型ストックオプション（行使価格が1円等の非常に低い価格であるオプション）の場合
 - ④ 株価低迷時にのみ恣意的に発行しようとする意図が疑われる場合

VI. 会計監査人の選任

原則として賛成する。

VII. 自社株取得

原則として賛成する。

VIII. 買収防衛策

真に株主価値向上に資する策と認められない限り、原則として反対する。

IX. 買収・合併等の会社再編、

以下の場合を除き、原則として賛成する。

- ① 株主として受領する又は会社が交付する対価が、妥当でない場合
- ② その他株主価値を毀損すると判断する場合

X. 第三者割当増資

第三者割当による希薄化を考慮しても、既存株主にとって株主価値が向上すると判断する場合を除き、原則として反対する。

XI. 株主提案

株主価値向上に資する提案か否かを個別に判断する。

附則

II. 1. ①、②及び⑦は、2015年6月以降開催の株主総会における議決権行使に適用する。

II. 1. ⑥は、2016年1月以降開催の株主総会における議決権行使に適用する。

2013年3月制定

2013年7月改定

2014年5月改定

2015年3月改定

2015年6月改定

2016年6月改定